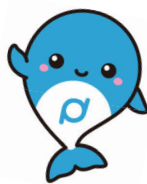


N

中央労福協ニュース

NEWS LETTER



労働者福祉中央協議会
National Council of Workers' Welfare

No. 226

発行人 南部 美智代

URL <https://www.rofuku.net>

富山県からYouTubeLive生配信!

ごちゃまぜがあたりまえ。 一人ひとりがHeart Diskを!

ハートディスク=心の容量

見逃し配信はこちらから!



コメンテーター

労働者福祉中央協議会事務局長
南部 美智代氏



ファシリテーター

富山国際大学 教授
村上 満氏
(ムラカミマン)



ゲスト

一般社団法人なかのま代表理事
宮田 隼氏



ゲスト

一般社団法人Ponteとやま代表理事
水野 カオル氏



ゲスト

NPO 法人大空へ飛べ理事長
谷口 徹氏



総合司会

川村 ゆかり氏



グラフィックレコーダー

岩下 紗矢香氏
(いわし〜)



当事者発言

ひきこもり家族自助会とやま大地の会
ピアサポーター
米谷 豊氏

全国研究集会 2025 in TOYAMA
6月6日に富山県で開催しました!

No.226 Topics

- 5面 社民党への政策・制度申し入れを実施
- 5面 立憲民主党への政策・制度申し入れを実施
- 6面 公明党への政策・制度申し入れを実施
- 6面 全福センターより令和7年度定時総会を開催
- 7面 生活保護費基準額引き下げの違法性を問う裁判の最高裁判決を受けて(6月27日発表)
- 8面 第6回国際協同組合年コラム



中央労福協は6月6日、富山市芸術文化ホール「オーバード・ホール」(富山県富山市)で「全国研究集会 2025 in TOYAMA」を Hybrid 開催、261 名が来場したほか、YouTube での再生回数は6月27日時点で約1,000回となっています。昨年に沖縄県で開催した同集会から引き続き「子どもの未来」をテーマに設定、富山県内で子どもの居場所づくりに取り組む NPO 等からゲストを招いて、子どもの居場所のあり方や役割、地域で広げていくためのヒントを得る集会となりました。

トークセッション冒頭では、ファシリテーターを務めた富山国際大学教授・村上満氏から子どもを取り巻く現状について触れられ、富山県が薬で有名であることになぞらえて「一人ひとりが地域の配置薬(役)的存在という発想で、子どもにとって大事なことを地域でいかに考えるか、富山からの処方箋を全国に発信したい」と抱負を述べました。

ゲストには、かつてひきこもりを経験した当事者も登壇し、自身の中学時代の不登校(当時は登校拒否と呼ばれていた)経験から「人とつながることに臆病になっていた。もっと自分の声を聞いてもらえる居場所があればありがたいと思っていた」と語り「抱えるつらさを発信しやすい社会になってほしい」と強調しました。



場所を開き、声を聴く。シンプルでいい。

「子どもの居場所づくり」と言う「誰かを救う」という大きな使命、ハコモノや特別なプログラムを用意しなければならないと思われがちですが、ゲストらは「シンプルでいい」と語りました。子どもの声に耳を傾けられる人が少ない世の中では子どもの目線に立って声を聴く人がいること、そして一緒に食事をしたり、遊んだりする何気ない日常空間を継続することが大切で、ゲストたちからは「場所を開き、だれでも来ていいよと言っているだけ」「来ている人たちがやりたいことをどんどん実現する、それによって居場所の形は変わっていく」「田舎のおばあちゃんのおうちに来たような空間にする」といったそれぞれの取り組みへの想いが語られました。



ごちゃまぜが当たり前。

みんな、でこぼこ、わけあり、クセ強め。

かつての日本には、田んぼや空き地、山、川などさまざまなところに居場所がありました。しかし都市化が進んだ現代日本社会では、公園さえも規制が厳しく、街のあらゆる場所から「余白」が失われ、家でも学校でも地域でも安心できない子どもたちは行き場を失っています。では、これから子どもの居場所を作っていくとして、その居場所はどうかあるべきなのでしょうか。

ゲストからは「子どもたちが求めている居場所と、大人たちが作ろうとする居場所にはギャップがある。子どもたちがそこに行きたい、居たい、何かやってみたいと思える場所になっているか」と問いかけがあったほか、「穴掘りや水遊びなど、めざすものはないけれどただ楽しいという気持ちを大事にすることが成長につながる、それを大人が許容できるか」「大人のお膳立ては必要ないし、ハコモノも大事ではない。そこに誰がいて、誰と出会うのかが大事」「居場所を土台にして、加えて出番があることが子どもたちの自己有用感につながる」といった意見

が出され、大事なことはハードではなくソフトであり、居場所を開く大人たちの気構えが問われました。

また、「誰でも来ていいよ」というスタイルであるからこそ、さまざまな背景や属性を持った「でこぼこ」「わけあり」「クセ強め」の人々が集まり、空間は「ごちゃまぜ」になるが、誰かと誰かを引き合わせるなど狙ったことではなく、たまたま同じ空間にいて話をして、一緒に食事をして、ということが重要であり、「出会う人は多様であればあるほど、そこでの出会いや関わりの中で人は希望を持つことができる」といった意見も出されました。



居場所は来た人と一緒に作り上げ、 来た人によって変わっていく

現場で子どもたちと直接接する中で得られた豊富な経験を持つ今回の実践者たちですが、居場所の今後については「どうなっているかわからない」「ビジョンはないし、それを子どもたちは求めている」といった意見が印象的でした。ゲストからは「想定しなかった人との出会いが今後の強みになる」「その時々で子どもたちのニーズは変わる。今の形にこだわらない」「子どもとともに活動を作っていく」といった声がありました。

また、今回のテーマは「子どもの居場所」ですが、「大人もくればいい」「子どもや若者の居場所や出番を作ることが大人にとっての出番になり、また地域にとっての出番となる」「大人も不完全なのだから格好付けていないでさらけ出せばいい」といった意見が出されました。誰かのためにやるのが同時に自分のためにもなり、子どもにとっても大人にとっても居場所になり、そうした循環や相互作用があたたかい地域社会を形成していくという地域へのヒントも示されました。

終盤、トークの締めくくりにゲストらはキーワードをホワイトボードに書き入れ、宮田氏「ボクらは同じ人間（ひとのま）」、水野氏「ごちゃまぜ、ネットワーク」、谷口氏「出

番、居場所」、南部氏「体験と学び、共助の輪」と、それぞれの想いを披露し、セッションを終えました。

一人ひとりがハートディスク（心の容量）を



続くエンディングセッションでは、いわし〜によるグラレコのフィードバックに続き、ファシリテーターの村上氏から「失敗してもくじけても許容できる、認められる心の深さ＝ハートディスクが重要。子どもの考え方はもちろん、社会や法制度も時代とともに変わっている。大人たちが変化を受け入れ、頭の中をアップデートし、自分たちに何ができるかを考えよう」とまとめました。

コメンテーターとして登壇した中央労福協の南部事務局長は、2024 年の沖縄から続く今回のテーマを振り返り「子どもを起点にして環境を変えていこう」と述べ、私たち大人自身が意識を変えないとハートディスクを持つことはできず、「まずは意識を変えること。そして手伝うこと、寄付することからでも始められる。自分たちがどの位置から始められるかを、みんなで考えていきたい」と全国の参加者に向けて呼びかけました。

今年もいわし〜さんにグラレコを描いていただきました！

全部で 7 枚に及ぶグラレコを描いてくださいました。ここで全量は載せられませんので詳しくはウェブサイトをご覧ください、学びのふりかえりにお役立てください！



オープニングセッション

冒頭のオープニングセッションでは、富山県知事・新田八朗氏と富山県労働者福祉事業協会理事長・浜守秀樹氏が登壇しました。新田氏は、海産資源に恵まれ、豊かな食文化と雄大な自然を誇る富山の魅力と、こどももなかなか社会の推進に向けて「富山県こども権利条約」の制定を目指すなど、子どもを支える施策の現況について紹介しました。

続いて浜守氏は、県労福協が子育て支援事業として実施するウィンタースポーツやサイクリングの教室、フードドライブやチャリティ募金の取り組みなどを紹介、子どもたちにとって明るい未来を実現し、親になってもしっかり合えるような活動を継承していきたいと意気込みました。



富山県知事・新田八朗氏（写真左）と富山県労福協理事長・浜守秀樹氏（写真右）

引き続き永続 Archive 版でご視聴いただけます

7 月 10 日以降は「永続 Archive 版」を、特設ページからご覧いただけます。まだご覧になっていない方、もう一度見たい方、組織内研修等で集まって視聴するなど、積極的なご活用をお願いします。



見逃し配信視聴

会場参加した方も！かんたん Web アンケートご協力のお願い

次年度以降の企画・運営の参考とさせていただきますので、かんたん Web アンケートへのご協力をお願い致します。当日会場参加された方で、まだご回答頂いていない方もご協力頂きますようお願い致します。



視聴後アンケート

Backstage



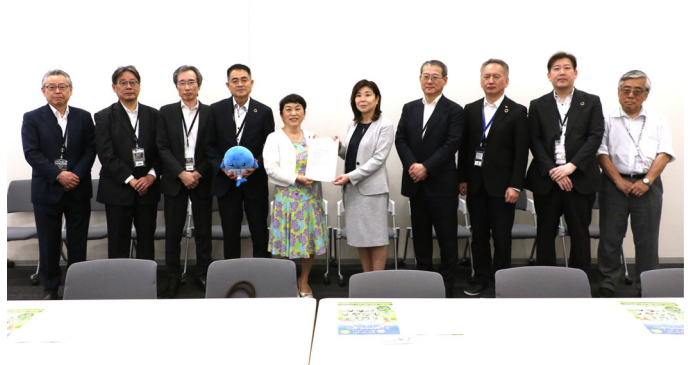
今年のエンディングテーマは
緑黄色社会「僕らはいきものだから」
(作詞・作曲：長屋晴子) でした！



2025 年度 政策・制度申し入れ 社民党への「政策・制度実現に関する申し入れ」を実施

中央労福協は 6 月 2 日、社民党に対して「2025 年度 中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ」を行いました。社民党からは福島みずほ党首ほか 5 名が出席しました。

まず、中央労福協・南部美智代事務局長から福島党首に要請書を手交し、そののち、南部事務局長および各事業団体から申し入れ項目について説明しました。福島党首からは「毎年の確なご提言をいただき、感謝申し上げる。労福協はこの間も、高等教育費負担軽減の取り組みなど、社会的かつ先進的な取り組みを牽引してこられた。引き続き、意見交換をさせていただきたい」とのコメントがされたうえで、「大学等修学支援制度の拡充に係る予算確保のあり方」「労働者協同組合における地域



の取り組み」「財形貯蓄制度の改善に向けた対応」「医療・介護事業における人材確保に向けた課題」などについて意見交換を行いました。

2025 年度 政策・制度申し入れ 立憲民主党への「政策・制度実現に関する申し入れ」を実施

中央労福協は 6 月 3 日、立憲民主党に対して「2025 年度 中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ」を行いました。立憲民主党からは長妻昭代表代行（衆議院議員）、大島敦企業・団体交流委員長（衆議院議員）、小山展弘衆議院議員、東克哉衆議院議員、池田真紀衆議院議員、市來伴子衆議院議員、梅谷守衆議院議員、大塚小百合衆議院議員、岡田悟衆議院議員、高橋永衆議院議員、堤かなめ衆議院議員、西川厚志衆議院議員、西村智奈美衆議院議員、平岡秀夫衆議院議員、福森和歌子衆議院議員、升田世喜男衆議院議員、松田功衆議院議員、落合貴衆議院議員、尾辻かな子衆議院議員、下野幸助衆議院議員、森山浩行衆議院議員、矢崎堅太郎衆議院議員、岸真紀子参議院議員、古賀千景参議院議員、古賀之士参議院議員が出席しました。

まず、中央労福協・井上久美枝副会長から長妻昭代表代行に要請書を手交し、そののち、南部美



智代事務局長および各事業団体から申し入れ項目について説明しました。長妻代表代行からは「人権・格差・多様性を軽んじることは、社会の発展を阻害することにつながる。中央労福協からのご提言は日本社会の是正に資する申し入れと受け止めており、本日のご要請について感謝申し上げたい」との挨拶がされたうえで、「改正大学等修学支援法の周知について」「生協における介護事業の現状と展開について」「生活困窮者自立支援法について」などについて意見交換を行いました。

2025 年度 政策・制度申し入れ 公明党への「政策・制度実現に関する申し入れ」を実施

中央労福協は 6 月 3 日、公明党に対して「2025 年度 中央労福協における政策・制度実現に関する申し入れ」を行いました。公明党からは里見隆治労働局長（参議院議員）、宮崎勝労働局次長（参議院議員）、中川康洋労働局次長（衆議院議員）、安江伸夫労働局次長（参議院議員）、高橋次郎労働局次長（参議院議員）が出席しました。

まず、中央労福協・井上久美枝副会長から里見労働局長に要請書を手交し、そののち、南部美智代事務局長および各事業団体から申し入れ項目について説明しました。里見労働局長からは「中央労福協のご要請は生活者目線に立ったものであり、その根幹は公明党の考え方とも合致するもの。先日の中・参全会議では、国連が 2025 年を「国際協同組合年」と定めたことを受け、『国際協同組合年に当たり協同組合の振興を図る決議』が採択され



たが、協同組合のためだけでなく、地域の発展をめざして政策決定を行うことが謳われており、これをいかに実践していくか、様々なご意見を頂戴したい」との挨拶がされたうえで、「高等教育費の無償化」「財形貯蓄制度の改善に向けた今後の対応」「就職氷河期世代に対する支援」などについて意見交換を行いました。

全福センターより 「令和 7 年度定時総会」を開催



6 月 10 日（火）、全福センターは東京都内で、会員サービスセンターおよび、賛助会員参加のもと、「令和 7 年度定時総会」を開催しました。

議案審議に先立ち、厚生労働省雇用環境・均等局 労働者協同組合業務室の米岡室長より、「昨今の厳しい情勢下において、中小企業が単独での実施が難しい福利厚生

の充実を図ることは難しく、皆で協同し豊富な福利厚生サービスを提供するサービスセンターの役割への期待がますます大きくなっていくものと考えています。

中小企業に働く人々のための本事業の推進に着実に取り組まれますことを心から期待しております。」との来賓挨拶をいただきました。

議事では「令和 6 年度決算及び監査報告」および「役員選任（案）」の議案が審議され、いずれも異議なく承認されました。

また、「令和 7 年度事業計画」において、サービスセンター事業の根拠法整定に向けた取り組みは中央労福協との共同が不可欠であり、今後も粘り強く進めていく事を確認しました。

生活保護費基準額引下げの違法性を問う裁判の最高裁判決を受けて 国に賠償命じられずも、減額を「違法」とする初の統一判断。大きな前進。

中央労福協は 6 月 27 日、国の生活保護費基準額引き下げの違法性を問う裁判の最高裁判決を受けて、談話を発表しました。

「いのちのとりで裁判」の最高裁判決による原告側の勝訴確定をうけて（談話）

2025 年 6 月 27 日

労働者福祉中央協議会

事務局長 南部 美智代

1. 6 月 27 日、最高裁第 3 小法廷は、国による生活保護費の基準額引き下げの違法性が問われた「いのちのとりで裁判」の判決を言い渡した。判決では、国に賠償は命じられなかったものの、減額を「違法」とする初の統一判断が示された。この判断によって、基準引き下げによる被害を回復する途が開かれるとともに、生活保護制度それ自体についても、当事者参加と透明性の確保や、合理的根拠に基づく生活保護基準の決定手続きなどの確立に向けた、大きな一歩となった。
2. 「いのちのとりで裁判」は、2013 年から 2015 年にかけて行われた最大 10% の生活保護費基準額引き下げに端を発している。史上最大幅となるこの引き下げの結果として、多くの生活保護世帯が削減の影響をうけ、食事や風呂の回数を減らす、友人との付き合いを減らすなど、厳しい生活を余儀なくされた。この国の措置に対して、1000 人を超える原告が結集し、憲法 25 条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するものであり憲法違反であるとして、国に対し基準引き下げの取り消しと損害賠償を求め、11 年にわたって訴訟が争われてきた。
3. この間、全国で 31 の訴訟が争われており、多くの地方裁判所で、①生活保護基準部会が検証した数値を勝手に 2 分の 1 にしたこと、②下落率が増幅される「物価偽装」とも言える独自の物価指数を用いたこと、を理由として、引き下げを違法とする判決が相次いできた。また、2023 年 11 月の名古屋高等裁判所の判決では、国に「少なくとも重大な過失」があり違法性が大きいとして国に損害賠償を命じる判決が下されており、他 6 件で勝訴していた。一方では、大阪高裁など 5 件では原告側が敗訴しており、最高裁の判断が注目されていた。司法の判断が割れていたなかで下された今回の最高裁判決によって、各地の裁判所で審理が続く訴訟についても、今回の司法判断が踏襲されることとなる見込みであり、国は減額分の返還など何らかの対応を求められこととなる。
4. 中央労福協は、この間、訴訟を支えてきた「いのちのとりで裁判全国アクション」と連携し、署名活動などの取り組みを進めてきた。また、生活保護費についても、物価高騰を適切に評価して大幅な引き上げを行うべきであるとして、国に対し要請を続けてきた。生活保護制度は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する憲法 25 条を具体化した権利である。中央労福協は「いのちのとりで裁判」の勝訴に向けて尽力されたすべてのみなさんに心から敬意を表するとともに、人間の尊厳が確保され、利用しやすい制度へと改善されるよう、引き続き関係団体とともに、取り組んでいく。

以 上



国際協同組合年

協同組合はよりよい世界を築きます

2025 国際協同組合年コラム

第 6 回

協同組合の運営原則

第 2 原則 組合員による民主的管理

提供 2025 国際協同組合年全国実行委員会（事務局 一般社団法人日本協同組合連携機構）

IYCC2025

国際協同組合同盟（ICA）には、日本を含む百カ国以上の協同組合が参加し、その組合員数は延べ 10 億人を超えます。ICA は 1995 年に「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」を出し、協同組合の定義・価値・原則を示しました。

協同組合原則の第 2 原則では、組合員が協同組合を民主的に管理することを確認し、組合員が政策立案や意思決定に積極的に参加することの必要性を述べています。

【一人一票】

株式会社の議決権が出資額に基づく「一株一票」を基本とするのに対して、協同組合では、組合員は出資額の多寡にかかわらず平等の議決権（一人一票）を持ちます。これは、人と人との結合体である協同組合の、株式会社との根本的な違いであり、一人ひとりが人として同じように尊重されるという、協同組合の基本的な考え方を表現しています。このことは、協同組合の「定義」でも「民主的に管理する事業体」として規定され、また、「価値」においても「民主主義」「平等」として規定されており、声明のなかで繰り返し強調されていることがわかります。

協同組合が大きくなると、総会や総代会で運営の基本方針を決め、日常の運営を代表として選出された役

員が行なうようになりますが、協同組合はあくまで組合員のものであり、役員は、特定の組合員の利害ではなく「すべての組合員に対して」責任を負います。

【議論・参画】

組合員は、役員選出や総会・総代会での議論、議決に参加するだけでなく、生産部会や集落組織、青年・女性組織、各種委員会、コープ会などの組合員組織や懇談会などに積極的に参加し、話し合い、自分たちの意見を組合運営に反映させていくことが重要です。役職員の側も運営に関わる情報を組合員に公開し、協同組合の理念を伝え、組合員の議論の場や参画の機会を設けていくことが重要です。民主的運営は形をつくって足りるのではなく、それを大切なものと考え実現しようとする組合員と役職員の日々の努力のなかで実現するものと言えます。

なお、民主的な意思決定のため、単位協同組合では組合員が一人一票の議決権を持ちますが、連合会においては、会員である協同組合の組合員数の違いを考慮した議決権配分を行うなど、組合員を基礎とする民主的な方法がとられる必要があります、そのこともこの原則では規定しています。

中央労福協の活動・事業に関する情報はコチラからぜひ SNS をフォローしてください！

website



X



Facebook



instagram



YouTube

